

2020年4月7日

認証サロン運営事業者各位
エステティックサロン運営事業者各位

政府発表「緊急事態宣言」に対するご協力をお願い

特定非営利活動法人
日本エステティック機構
理事長 福士 政広

平素より当機構の認証活動に格別なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

サロン認証事業者を始めとした多くのエステティックサロンを運営されている事業者の皆様には「エステティックサロンにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」の実施にご協力をいただいておりますことを衷心より感謝申し上げます。

今般、新たに2020年4月7日付にて新型コロナウイルス感染拡大の防止を目的に、政府から「改正新型インフルエンザ等特別措置法」に基づき「緊急事態宣言」が発出されました。

この「緊急事態宣言」は(1)国民の生命・健康に著しく重大な被害を与える恐れ、(2)全国かつ急速なまん延により国民生活・経済に甚大な影響を及ぼす恐れに該当する事態が発生した場合に、政府が発出するもので一定の期間、政府が対象とした都道府県において、当該都道府県知事により外出の自粛要請や一部民間施設の使用制限や停止の要請または指示などが出されるものです。

「緊急事態宣言」に基づく都道府県知事による要請や指示は法的拘束力を持たないものの、「緊急事態宣言」の主旨からこの要請や指示に対して可能な限り協力をすべきものであると考えます。

つきましては、「緊急事態宣言」の対象の都道府県にて営業されるエステティックサロン事業者の皆様におきましては、「緊急事態宣言」の主旨をよくご理解をいただいた上で、都道府県から発せられる要請や指示にご協力をいただきたくお願い申し上げます。

具体的にはサロンの一時休業も含めてご検討下さいますよう強くお願い申し上げる次第でございます。

なお、当機構としましても政府及び都道府県に対して、この間の一時休業の損失の保証・補填の要望を関連団体と協同して要請してまいります。

また、「緊急事態宣言」の対象地域以外でエステティックサロンを運営している事業者の皆様におきましては、お客様及び従業員の皆様の健康を守るために引き続き「エステティックサロンにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」に沿って衛生管理等の厳重なご対応を行っていただきながら営業を継続いただきたくお願い申し上げます。

この新型コロナウイルスによりこの産業だけでなく日本経済に大きな打撃が発生することが予想されておりますが、人知を尽くしてこの災難を克服することにより更なる発展があると信じ、重ねて関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

2020年4月7日

以上